

新發田尾張守殿

二月二日。鹿島郡府中山王社の社殿造營成る。

【府中山王社藏棟札】 鹿島郡 一六〇六

天正六戊寅年 理性院 藥勝院 法華院 社務 神主若狹

日吉山王社御棟札 右筆 明星館 願主 三津屋 藤右衛門尉

二月二日 ○ 願主 藤右衛門尉

【府中山王社藏棟札】 一六〇七

天正六戊寅六月廿九日 願主 神主 若狹清正 寺前縫殿助重郷 牛頭天王社御棟札 大工 新次郎

(第二通は之を合叙す。牛頭天王社は山王社内に在りし攝社なるべし。)

二月十日。上杉謙信、某に、去秋を以て能登を平定したることを報す。

【仁科文書】 羽前

一六〇八

乍便札及一翰候。仍晴朝越山、度々催促、尤雖得其意候、去秋迄能州無據之間打懸、北國之是非候之條、專彼國令取刷候キ。先書幾度如啓之、能越賀存分之儘ニ申付、越前も過半屬手候條、此上者到關左越山爲可成之、先月從十九日令陣觸、無油斷其支度申付候。左様ニ候得者、隨麥秋敵地郷損可然候歟。畢竟如先年義重家中衆、我儘ニ手筋陣場被嫌候而者、有其詮問敷候之間、父子晴朝へ有入魂、調儀落着、其上謙信事も其行轍候。猶北條丹後父子可申候。以上。

二月十日 謙信 在判

(此の文書末端を失へり。恐らくは上野の太田資正父子に宛てたるものなるべし。)

三月十九日。鹿島郡七尾城主鯨坂長實、上杉謙信逝去の報を得、諸將をして誓文を納れしめ之を吉江信景に送る。

【渡邊文書】

一六〇九

謹而言上、今度之御仕合言語道斷無是非御事、因茲早速御飛脚被爲差登候。奉存知其旨、然者御様子於越中、當國內々無其隱之由候間、昨十八日諸面々爲召登、内證之通爲申聞候處、何も驚入申候。即於座中各神血可致之歟之由申候處、何分ニも差圖次第与申候之條、出案文爲致誓詞血判差上申候。先以當地備之儀、乍恐可御心易候。就之愚意之旨以條數、長尾堅佐申含差越申候。此旨宜預御披露候。恐々謹言。

(天正六年) 三月十九日 鯨坂備中守 長實 在判

吉江喜四郎殿

三條道壽齋殿

四月十二日。本願寺顯如、上杉謙信の逝去を傳聞し、能美郡の鈴木出羽守等に戒心せしむ。

【林西寺文書】 能美郡 一六一〇

急度染筆候。仍越後邊之儀、不慮之風聞候。此砌當國無

【光明文書】 山城

一六一一

四月廿三日。吉川元春等、加賀の一向一揆に、上杉謙信と和して織田信長に抵抗せんことを勸む。

山内惣庄中へ 鈴木出羽守どのへ

四月廿三日。吉川元春等、加賀の一向一揆に、上杉謙信と和して織田信長に抵抗せんことを勸む。

【光明文書】 山城 一六一一